

社会福祉法人 向陵会  
乙訓ひまわり園サポートステーション  
居宅介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人向陵会が設置する乙訓ひまわり園サポートステーションは(以下「事業所」という。)において実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するために法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に基づく指定障害福祉サービス事業の居宅介護事業、重度訪問介護事業及び行動援護事業(以下「居宅介護事業等」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、地域の障害者の自立と社会への参加を促進し、福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立脚したサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所は、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害者福祉サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

3 事業所は、支給決定を受けた利用者からの利用申込みに真摯に対応するものとし、人員体制等から適切なサービスの提供が困難な場合等を除き、利用申込みに応じるものとする。また自らのサービス提供が困難な場合は、適当な他の指定居宅支援事業者等の紹介等の措置を講ずるものとする。

4 事業所は、居宅介護事業等の実施にあたり、市町村が行なう斡旋、調整及び要請並びに京都府が行なう市町村相互間の連絡調整等に対し、協力を行なうものとする。

5 前4項のほか、法及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第171号)、「児童福祉法に基づく指定居宅支援事業所等の人員、整備及び運営に関する基準」(平成14年6月13日厚生労働省令第82号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものである。

(名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称 社会福祉法人向陵会 乙訓ひまわり園サポートステーション
- (2) 所在地 京都府向日市上植野町五ノ坪11-1

(従業員の職種及び職務の内容)

第4条 事業所に次の職員を置く。

(1) 管理者 1名 (常勤)

管理者は、事業所の行なう業務を統括し、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるため必要な命令を行い、従業者を指揮管理する。

(2) サービス提供責任者 2名 (常勤)

サービス提供責任者は、介護福祉士の資格を有する者を選任する。サービス提供責任者は利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、居宅介護事業等の計画を作成し、利用者又はその家族にその内容を説明するほか、事業所に対する居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従事者に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。

(3) 従業者

訪問介護員 非常勤 (登録ヘルパーを含む) 31名

従業者は、管理者の指揮管理の下で居宅介護事業等の計画に基づきサービスの提供を行う。

2 従業員の資質向上のため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内

(2) 研修 年1回

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 毎日

(2) 営業時間 7:30~21:00

(3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護事業等の内容)

第6条 事業所で行なう居宅介護事業等の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護に関する内容

ア 身体介護

- ① 食事の介護
- ② 排泄の介護
- ③ 衣類着脱の介護
- ④ 入浴の介護
- ⑤ 身体の清拭、洗髪

- ⑥ その他必要な身体の介護
  - イ 家事援助
    - ① 調理
    - ② 衣類の洗濯、補修
    - ③ 住居等の掃除、整理整頓
    - ④ 生活必需品の買い物
    - ⑤ その他必要な家事
  - (2) 重度訪問介護に関する内容
    - ① 身体介護に関すること
    - ② 外出時における移動中の介護に関すること
    - ③ その他生活全般にわたる援助
  - (3) 行動援護に関する内容
    - ① 行動する際の危険回避
    - ② 外出時の移動の介護
    - ③ その他外出に必要な介護
- 2 サービス提供は、利用者及びその同居の家族にサービス提供責任者が内容を説明した居宅介護計画に基づいて行うものとする。
- 3 サービス提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うものとする。
- 4 サービス提供にあたっては、常に利用者の心身の状況、環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対する相談に応じるものとする。
- 5 サービスを提供した際は、提供日、内容その他必要な事項をその都度記録し、利用者の確認を受けるものとする。
- 6 従業者は、従業者の同居の家族である利用者に対してはサービス提供を行えないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、向日市・長岡京市・大山崎町・京都市西京区・京都市南区桂川以西・京都市伏見区桂川以西とする。

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 居宅介護事業等を提供した際は、利用者又はその扶養義務者から市町村長が定める負担上限額の範囲内において利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定居宅介護事業を提供した際には、前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。

3 原則としてサービス提供を開始する場所と終了する場所は同じとするが、異なる場合は、訪問介護員が開始場所に戻る為の交通費の支払いを受けるものとする。

4 利用者が利用申し込みをしたにもかかわらず、利用者の都合で利用をキャンセル

した場合は利用者から次のとおりキャンセル料 800 円を徴収するものとする。ただし、利用日の前日の正午までにキャンセルした場合、キャンセル料は徴収しないものとする。

- 5 第 1 項から第 4 項までの費用の支払いを受けた場合は、当額費用を支払った利用者又はその扶養義務者に対して領収証を交付するものとする。
- 6 第 3 項から第 4 項の費用については、契約時に利用者に対し文書にて説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 9 条 利用者は指定事業の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の利用者の健康状態等を事業所へ連絡し、心身の状況に応じたサービス提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第 10 条 居宅介護事業等の提供により事故が発生した場合は、管理者の指示又は予め定めた対応方法に基づき市町村及び利用者の家族等に連絡を行なうものとする。

- 2 利用者の状態に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者家族に連絡し、必要ならば緊急搬送措置を講じるものとする。
- 3 非常災害での支援の中止について  
台風や大雪などの警報が 7：00 及び 13：00 の時点で発令されている場合、また悪天候でサービスの提供が困難と判断した場合は支援を中止する。
- 4 利用者に対する居宅介護事業等の提供により賠償すべき事故発生した場合には、損害賠償を速やかに行なうものとする。

(事業の主たる対象とする障害の種類)

第 11 条 事業者において居宅介護事業等を提供する主たる対象の障害種類は次のとおりとする。

- (1) 居宅介護事業
  - ①身体障害者（18 歳未満の者を除く）
  - ②知的障害者（18 歳未満の者を除く）
  - ③障害児（18 歳未満の精神障害者を除く）
- (2) 重度訪問介護事業
  - ①身体障害者（18 歳未満の者を除く）
- (3) 行動援護
  - ①知的障害者（18 歳未満の者を除く）
  - ②障害児（18 歳未満の精神障害者を除く）

#### (非常災害対策)

第12条 事業者は、非常災害に備えて消防計画を作成するとともに、消火管理者又は火氣消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なうものとする。

#### (個人情報の保護)

第13条 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の際、利用者の秘密保持のための誓約書を徴収するものとする。

#### (身体拘束の禁止)

第14条 事業所は、居宅介護事業等の提供に当っては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。
- 3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
  - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（身体拘束等適正化検討委員会）の定期的な開催及びその結果について職員への周知
  - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
  - (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

#### (虐待防止のための措置)

第15条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止のための対策を検討する委員会（虐待防止委員会）の定期的な開催及び委員会での検討結果について職員への周知徹底

(苦情解決)

第16条 提供した居宅介護事業等に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談担当者・苦情解決の手順を定め、事業所内の掲示及び利用者への説明により周知するものとする。

2 事業所は、提供した居宅介護事業等に関し、市町村が行なう文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行なう調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なうものとする。

3 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正委員会が同法85条の規定により行なう調査又はあっせんに協力するものとする。

(衛生管理)

第17条 事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行なうものとする。

2 事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）の定期的な開催及びその結果について職員への周知
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(法制度に係る手続規定の遵守)

- 第19条 居宅介護事業等の提供に係る契約が成立した場合は、利用者の障害福祉サービス受給者に事業所の名称、契約支給量、契約日等を記載し、市町村に直ちに報告を行うものとする。
- 2 市町村から居宅介護事業等の介護給付費の支給を受けた場合は、利用者に係る当該支給決定給付費の額を利用者に対して通知するものとする。
  - 3 利用者が偽りその他不正な行為によって居宅介護事業等の給付費の支給を受け、又は受けようとした時は、直ちに市町村に通知するものとする。
  - 4 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を設備するものとする。
  - 5 サービス提供に関する記録を利用者毎に整備し、当該サービス提供日が属する年度の年度末の日からから起算して5年間保存するものとする。
  - 6 この規程で定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人向陵会と本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成16年7月1日から施行する。

この規程は、平成24年10月1日から改正、施行する。

この規程は、令和5年4月1日から改正、施行する。